

資料提供

(県 政)



提供年月日:令和4年(2022年)11月15日

部 局 名:農政水産部

所 属 名:みらいの農業振興課

みどりの食料戦略室

係 名:環境こだわり農業係

担 当 者 名:今井 保積

連絡先(内線):077-528-3895(内3896)

みどりの食料システム法に基づく 全国初の『グリーンファーマー』を認定しました!

このたび、滋賀県では、みどりの食料システム法に基づく、全国で初となる『グリーンファーマー』2者を認定しました。今回認定された生産者は、県内で最大規模のオーガニック農業を実践され、オーガニック近江米の取組にも当初より御協力いただている方々です。

今後、環境負荷低減事業活動実施計画の内容に基づき、環境負荷をさらに低減した生産に 取り組まれます。

全国初の『グリーンファーマー』の概要

○有限会社クサッパイオニアファーム(草津市)

代 表 者:中山 欽司(なかやま きんじ)氏U R L:https://www.pioneerf.co.jp/

計画の概要: 鶏糞やもみ殻たい肥、機械除草機の新たな

導入などにより、水稲・大麦でのオーガニック栽培面積(有機 JAS 認証)の拡大を目

指す取組。

〇中道農園 (野洲市)

代表者:中道 唯幸(なかみち ただゆき)氏

U R L:https://www.ocome.com/

計画の概要:もみ殻ぼかし肥料や土壌診断を有効に活用

し、水稲のオーガニック栽培面積(有機 JAS

認証)の拡大を目指す取組。





みどりの食料システム法とは

正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の 促進等に関する法律」。国内農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指し、令 和3年(2021年)5月に農林水産省が持続可能な食料システムの構築のため策定した「みどりの食料システム戦略」を実現させるために制定されました。

- 取組む内容は、化学農薬や化学肥料の使用量低減や農林水産業に伴う温室効果ガスの排出を減らすなどの環境負荷の低減策が中心となります。
- この法律では、都道府県において「みどりの食料システム戦略」を進めるための基本計画を作成することとされており、令和4年10月28日に滋賀県と県内19市町が共同で「滋賀県みどりの食料システム基本計画」を策定し、これが同法に基づく全国初の基本計画となりました。

グリーンファーマーとは

- 環境負荷の低減に取り組む生産者が、「みどりの食料システム法」や「滋賀県みどりの食料システム基本計画」等に基づき作成した環境負荷低減事業活動実施計画を滋賀県知事が認定した生産者のことを指します。
- 滋賀県では環境負荷低減事業活動実施計画認定者を「グリーンファーマー」と呼ぶこととします。

グリーンファーマーのメリット

環境負荷低減事業活動実施計画に従って導入する機械等について、特別償却ができる「み どり投資促進税制」の適用や無利子・低利融資が受けられる金融上の措置を受けることが できます。

各生産者に取材を希望される場合は、みらいの農業振興課(077-528-3895 担当:保積) まで御連絡いただきましたら調整いたします。